

三重県業務委託共通仕様書 令和7年11月一部改定

◆測量業務共通仕様書	P 1
◆地質・土質調査業務共通仕様書	P 2 ~ P 3
◆設計業務等共通仕様書	P 4 ~ P16

三重県

*主な改定箇所について記載しています。

工 種	測量業務共通仕様書
-----	-----------

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第1編 共通編 第1章 総則 第112条 打合せ等 1～5. (略) 6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう 第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (以下、略)	第1編 共通編 第1章 総則 第112条 打合せ等 1～5. (略) 6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「<u>ウィークリースタンス</u>」※²に努める。 ※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう <u>※² ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (以下、略)	国との整合 適用基準類との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第1編 共通編 第1章 総則 第112条 打合せ等 1～4. (略) 5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう 第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (以下、略)	第1編 共通編 第1章 総則 第112条 打合せ等 1～4. (略) 5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「<u>ウィークリースタンス</u>」※²に努める。 ※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう ※² <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (以下、略)	国との整合 適用基準類との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第6章 解析等調査業務 第602条 業務内容 1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。 <u>2.</u> 既存資料の収集・現地調査は以下による。 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査 <u>3.</u> 資料整理とりまとめ (1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ボーリング柱状図の作成 <u>4.</u> 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。 <u>5.</u> 総合解析とりまとめ (1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合） (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）	第6章 解析等調査業務 第602条 業務内容 1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。 <u>2. 計画準備</u> <u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。</u> <u>3.</u> 既存資料の収集・現地調査は以下による。 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査 <u>4.</u> 資料整理とりまとめ (1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ボーリング柱状図の作成 <u>5.</u> 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。 <u>6.</u> 総合解析とりまとめ (1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合） (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）	国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第1編 共通編 第1章 総則 第1111条 打合せ等 1～4. (略) 5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう	第1編 共通編 第1章 総則 第1111条 打合せ等 1～4. (略) 5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「<u>ウィークリースタンス</u>」※²に努める。 ※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう <u>※² ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u>	国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行				改 定				備 考
(参考) 主要技術基準及び参考図書				(参考) 主要技術基準及び参考図書				適用基準類との整合
R6.3現在				R7.3現在				
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
【1】共 通				【1】共 通				
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21. 2	2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21. 2	
3	水理公式集 平成 11 年版	土木学会	H11. 11	3	水理公式集 2018 年版	土木学会	R 元. 3	
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版	
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R6. 3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7. 3	
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元. 9	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元. 9	
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R6. 3	10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R7. 3	
11	地盤調査の方法と解説 (2 分冊)	地盤工学会	H25. 3	11	地盤調査の方法と解説 (2 分冊)	地盤工学会	H25. 3	
12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	H21. 11	12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	R2. 12	
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10	13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10	
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5. 3	14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5. 3	
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4	15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5. 3	
16	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28. 3	16	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6. 4	
17	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28. 3	17	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6. 6	
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6. 3	18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6. 3	
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5	21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6. 2	
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6. 3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6. 3	
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6. 3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6. 3	
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3	24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3	
25	2017 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30. 3	25	2022 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5. 3	
26	2014 年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27. 10	26	2023 年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5. 10	
(以下、略)				(以下、略)				

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考																								
第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第4節 成果物 第2121条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表2.1.1 成果物一覧表 <table><tr><th>成果物項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。 (以下、略)	成果物項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第4節 成果物 第2121条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表2.1.1 成果物一覧表 <table><tr><th>成果物項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td><u>計画段階配慮書（案）</u></td><td><u>※2</u></td></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td><u>評価書の補正等</u></td><td></td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。 (以下、略)	成果物項目	摘要	<u>計画段階配慮書（案）</u>	<u>※2</u>	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	<u>評価書の補正等</u>		国との整合
成果物項目	摘要																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
成果物項目	摘要																									
<u>計画段階配慮書（案）</u>	<u>※2</u>																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
<u>評価書の補正等</u>																										

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第3章 河川構造物設計 第3節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（5）（略） （6）施工計画 1）施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事が必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策 2）仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	第3章 河川構造物設計 第3節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（5）（略） （6）施工計画及び仮設計画 1）施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事が必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策 2）仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	国との整合

工 種	設計業務等共通仕様書
-----	------------

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
(7) 図面作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打R C部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。 (以下、略)	(7) 図面作成及びパース作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打R C部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。 (以下、略)	国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第3節 ダム湖環境調査 第5119条 ダム湖利用実態調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。 （以下、略）	第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第3節 ダム湖環境調査 第5119条 ダム湖利用実態調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。 （以下、略）	削除（国との整合）

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考																								
第6編 道路編 第1章 道路環境調査 第2節 成果物 第6110条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表 <table><tr><th>成果物</th><th>摘要</th></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。	成果物	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	第6編 道路編 第1章 道路環境調査 第2節 成果物 第6110条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表 <table><tr><th>成果物</th><th>摘要</th></tr><tr><td><u>計画段階配慮書（案）</u></td><td><u>※2</u></td></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td><u>評価書の補正等</u></td><td></td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。	成果物	摘要	<u>計画段階配慮書（案）</u>	<u>※2</u>	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	<u>評価書の補正等</u>		国との整合
成果物	摘要																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
成果物	摘要																									
<u>計画段階配慮書（案）</u>	<u>※2</u>																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
<u>評価書の補正等</u>																										

工 種	設計業務等共通仕様書
-----	------------

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第4章 道路設計 第2節 道路設計 第6408条 道路詳細設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（4）（略） （5）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする （6）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする（<u>照明施設は除く</u>）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。 （以下、略）	第4章 道路設計 第2節 道路設計 第6408条 道路詳細設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（4）（略） （5）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（<u>照明施設は除く</u>）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。 （6）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。 （以下、略）	国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第7章 トンネル設計 第2節 トンネル設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（3）（略） （4）本体工設計 1）地山分類（略） 2）トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（F E M解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 （以下、略）	第7章 トンネル設計 第2節 トンネル設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（3）（略） （4）本体工設計 1）地山分類（略） 2）トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（F E M解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 <u>なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。</u> <u>また、支保パターン CII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。</u> <u>ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる</u> <u>イ 鏡面の押出しを生じる</u> <u>ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出</u> （以下、略）	国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第8章 橋梁設計 第1節 橋梁設計の種類 第6803条 橋梁予備設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（3）（略） （4）橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案<u>3案</u>を選定するものとする。 （以下、略） 第9章 道路施設点検 第2節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、<u>発注者より貸与される</u>道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 （以下、略）	第8章 橋梁設計 第1節 橋梁設計の種類 第6803条 橋梁予備設計 1. 業務目的（略） 2. 業務内容 （1）～（3）（略） （4）橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案<u>をプレキャストを含む3案以上</u>選定するものとする。 （以下、略） 第9章 道路施設点検 第2節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、<u>過年度に作成された</u>道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 （以下、略）	国との整合 国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第3節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、<u>安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</u> 2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 ①安全管理計画 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容 ⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表 実施体制については、<u>橋梁点検員・点検補助員</u>等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 3) 部材番号図等の整備（略） (2) 現地踏査（略）	第3節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、<u>橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。</u> 2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 ①安全管理計画 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容 ⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表 実施体制については、<u>橋梁検査員</u>等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 3) 部材番号図等の整備（略） (2) 現地踏査（略）	国との整合

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
(3) <u>橋梁点検員</u> 受注者は、業務の実施にあたって<u>橋梁点検員</u>を定め監督員に提出するものとする。なお、<u>橋梁点検員</u>は、<u>橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</u> (4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1) 近接目視点検 点検は近接目視を<u>原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて</u>点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。 2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。 3) 定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検<u>調書</u>を作成するものとする。 4) 緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。 (以下、略)	(3) <u>橋梁検査員</u> 受注者は、業務の実施にあたって<u>橋梁検査員</u>を定め監督員に提出するものとする。なお、<u>橋梁検査員</u>は、<u>客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。</u> (4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1) 近接目視点検 点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、<u>目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により</u>点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。 2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。 3) 定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検<u>記録様式</u>を作成するものとする。 4) 緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。 (以下、略)	国との整合

工 種	設計業務等共通仕様書
-----	------------

令和7年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
第8編 港湾・漁港編 第5章 漁港等業務における指定事項 第2節 指定事項 第8502条 使用する基準及び図書 （1）受注者は、「漁港・漁場の施設の設計参考図書（<u>2015</u>年版）（社）全国漁港漁場協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。 （2）受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。 （3）受注者は、（1）及び（2）以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。	第8編 港湾・漁港編 第5章 漁港等業務における指定事項 第2節 指定事項 第8502条 使用する基準及び図書 （1）受注者は、「漁港・漁場の施設の設計参考図書（<u>2023</u>年版）（社）全国漁港漁場協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。 （2）受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。 （3）受注者は、（1）及び（2）以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。	適用基準類との整合